

2026年6月1日

介護老人保健施設 小名浜ときわ苑

— ユニット型介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書 —

1 目的

医療法人社団ときわ会 介護老人保健施設小名浜ときわ苑は、介護保険法による事業所として、要支援者に対し適切な介護予防短期入所療養介護を提供することを目的としています。

2 運営方針

- 1) 当苑は要支援者に対し、ご家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- 2) 当苑は、明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、他の介護保険施設、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 利用資格について

介護予防短期入所療養介護のご利用には、要支援1又は2の認定を受けている方で、医療機関での入院・治療等は必要でなく、病状が安定されており、リハビリや医学的管理・日常的介護が必要な方を対象としています。

4 利用料金について

別紙、利用料は口座引き落としとさせていただきます。

注意) 施設利用料金には、医療費控除の対象となる項目がありますので、領収書は保管願います。

5 相談から利用終了まで

- ① 利用相談
- ② 申し込み用紙の記入
- ③ 実態調査の実施 紹介状の要請
- ④ 利用要否判定会議
- ※ 当苑にて適切な療養を提供できないと判断した場合お断りさせていただきます。
- ⑤ 療養室空きベッド調整
- ⑥ 利用契約・サービス開始
- ⑦ 利用終了 ※以下のような場合には利用終了（契約解除）となります。
 - 1) 本人と保証人が利用終了を希望した場合
 - 2) 利用者が要支援認定において非該当又は要介護と認定された場合
 - 3) 利用者のサービス計画表で定められた当該利用日数を満了した場合
(利用票以上のご利用を希望される場合は、担当介護支援専門員にご相談下さい。)
 - 4) 利用中に体調不良となった場合は、ご家族へ連絡しますので、かかりつけ
医等の受診をお願いします。
 - 5) 他施設へ入所になった場合
 - 6) 療養生活不良や認知症の問題行動が悪化し、他の利用者の健全な療養生活
に大きな支障をきたす場合
 - 7) 他利用者や職員等へ暴言・暴力やセクハラ行為等や社会通念に反した場合
 - 8) 利用料の未納が長期化(2ヶ月滞納)した場合
 - 9) 死亡の場合

6 ご利用時の留意事項とご協力のお願い

- 1) 契約の際には、身元引受人を立てていただきます。身元引受人は、利用料の支払い能力のある方とします。
- 2) ご面会は毎日できます。時間は午前9時から午後5時までとなっております。事務所受付に面会受付票を用意していますので、日付及び面会される方のお名前をご記入ください、また感染症等が発生した場合は、一時的に面会を休止とします。
- ※ 面会方法に関しては、変更になる場合があります。その都度、掲示板で案内いたしますので、確認をお願いいたします。
- 3) 利用者の方の洗濯物については、家族の方に依頼しておりますのでご協力お願いします。
- 4) 許可無く詰所、事務所、調理場等には入らないで下さい。
- 5) 貴重品の持ち込みは3000円以内としております。利用者同士相互に金品及び物品の貸し借りはしないで下さい。苑内での金銭の紛失は責任を負いかねます。また、金銭のお預かりは原則行っておりません。

- 6) 苑内の設備及び備品は丁寧に取り扱いってください。万一、設備、備品に損害を与えたときは弁償または現状復帰をお願いします。
- 7) 許可された以外の物品を療養室に持ち込まないで下さい。
- 8) 営利行為、宗教活動、特定の政治活動はしないで下さい。また、他者への迷惑行為などは行わないでください。
- 9) 身上に変更（保証人・住所等）が生じた時は担当の職員に届けて下さい。
- 10) 当苑での医療は医師の指示のもとに行いますが、他医療機関の診察又はお薬を希望される時は、他科受診の制限がございますので、担当職員にご相談ください。
- 11) 当苑では地域に開かれた施設を目指しているため、ボランティアや各種研修の方を積極的に受け入れています。職員の指導のもと、利用者の方にボランティアや各種研修の方が付いて介護する場合がありますのでご了承ください。
- 12) 当苑では同性介助はできません。
- 13) 体調不良やご予定に変更があり利用できない場合には、食事や送迎の都合がありますので、お早めにご連絡ください。
- 14) 利用者の方への食べ物やお飲み物などのお持込みは、家族の方が付添いの下、飲食していただき、お部屋には置かれませんかようお願いいたします。また、お預りすることもできません。
- 15) ご利用の際には、介護予防短期入所療養介護連絡簿（事業所⇄家族の連絡簿）をお渡ししておりますので、必要事項をご記入の上、毎回ご持参ください。
- 16) 利用中にご本人様に関して、問い合わせなどのご連絡をさせていただく場合があります。また、担当の介護支援専門員に利用中の状況を報告する場合があります。
- 17) 短期入所療養介護の希望については、早めに担当の介護支援専門員へご連絡願います。場合によって、ベッドの空きがなく対応できないことや、ご希望の療養室をご利用いただけないこともあります。
- 18) 当苑は国際貢献のため外国人労働者を雇用しています。
- 19) 電話を頂き、ご本人へ電話をつなぐことはできません。

7 緊急時の対応について

ご利用の前に十分体調をご確認ください。体調がすぐれない場合は、かかりつけ医に受診して下さい。また、利用中に体調不良などある場合は、当苑よりご連絡し利用中止とし、速やかに、かかりつけ医の診察を受けてください。
また感染症拡大に伴い、クラスター発生時には、受け入れを見合わせます。

8 事故発生時の対応について

転倒は身体的原因に起因する「疾患」「症候群」です。

リハビリをすると転倒リスクが高まる可能性もありますが、運動量が増え生活の質が向上することを利用目的とします。施設では対策や転倒防止に努めますが、対策をとって予防しても、一定の確率で高齢者の転倒は発生します。

※老年医学会・全老健声明（要点を抜粋）

当苑では、利用者に対するサービスの提供により重大な事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、医師と看護師で然るべき対応をします。医療機関への受診が必要な場合には速やかに受診の調整を行い、再発防止に努めます。また、骨折、入院加療を必要とし、利用者の要介護認定に影響を及ぼす可能性のある事故については、保険者へ連絡いたします。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。また、事故については原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 身体拘束について

原則として利用者に対し身体拘束は行いませんが、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合で以下の3つの要件を満たし、且つ、それらの要件の確認を身体的拘束適正化検討委員会での極めて慎重な検討を経て、ご家族の同意のもとに行なう場合があります。

- 1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行うこと以外に代替する看護・介護方法がないこと。
- 3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

10 苦情について

当苑のサービスに対して苦情や要望がある場合は、ご担当の介護支援専門員の方、当苑苦情受付担当の介護長の鈴木愛、又は支援相談部の広木にお申し出下さい。但し、受付時間は平日（月～金曜日）の9：00～17：00の間とさせていただきます。また、事務所の横に投書箱（みんなの声）がありますので、書面にて受け付けています。当苑としては、出来る限りの対応をさせていただき、利用者満足向上掲示板（CSボード）に掲示するなど、情報をオープンにしております。さらに、下記の機関に申し出ることもできます。

- ① 福島県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
住所：福島市中町３－７ 電話：024-528-0040
- ② 高齢福祉課 介護サービス整備係
住所：いわき市平字梅本２１ 電話：0246-22-7467
- ③ 福島県運営適正化委員会 苦情解決部会
住所：福島市渡利字七社宮１１１ 電話：024-523-2943
- ④ 各地区保健福祉センター
最寄りの地区保健福祉センターへお申し出ください。
- ⑤ 各地区地域包括支援センター
最寄りの地域包括支援センターへお申し出ください。

１１ 守秘義務について

当苑では、個人情報保護法に基づき個人情報保護に努めています。当苑をご利用いただくにあたり、利用者やそのご家族についての情報をお伺いしておりますが、これは実際にご利用するにあたって参考にするものですので、決して第三者に他言は致しません。但し、例外として以下の項目については法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

また、研修などでケア内容を発表する場合は、仮名を用いるなど個人を特定できないようにいたします。さらに、利用者の取り違い防止やご自分のお部屋の所在確認のために、利用者やご家族の同意のもと、療養室や食事テーブル・配薬車などに、名前の掲示をします。もし、名前の掲示をしたくない場合や、個人情報に関しての質問や相談がある場合には、個人情報保護相談窓口の広木（支援相談員）にお申し出ください。

1.2 ケアプランについて

当苑では、可能な限り居宅における自立支援と在宅復帰を目的として利用者本人やご家族の希望に沿うように、利用者本人やご家族の希望を踏まえて居宅サービス事業所の介護支援専門員が作成したケアプランに基づき、当苑でのケアプランを作成します。作成したケアプランについては、本人に内容の説明と同意・交付を行います。

1.3 リハビリテーション実施計画書について

当苑は、在宅支援を目的としており、利用者の状態像に応じた理学療法・作業療法・言語療法を適時適切に提供できる体制が整っているため、リハビリテーション機能強化加算を算定しています。理学療法・作業療法を行うにあたっては、多職種協働で身体機能、ADL（日常生活動作）等の評価を行い、リハビリテーション実施計画書を作成します。計画書は開始時及び定期的に、評価・見直しを行い、本人に計画内容の説明と同意・交付を行います。

1.4 栄養管理について

当苑では、管理栄養士が配置されており、利用者の状態に応じて、個別に栄養管理を行なえる体制が整っています。必要に応じて低栄養の問題解決のために口腔ケア、摂食・嚥下リハビリテーション、服薬指導などの各種専門的なサービスを提供しています。

1.5 職員について

ケアサービスは各専門職種が関わるチームケアで実施しています。また、よりよいサービス提供のために、積極的に各研修会や勉強会に参加し、自分の専門性を高めるため、各国家資格の取得に取り組んでいます。

・職員体制

(1) 医師 [管理者(常勤) / (非常勤)] 3名

利用者に適切な医療を行います。

(2) 看護職 11名

医師の指示に従って、利用者の健康管理のため診療、処置並びに看護、または、介護業務を行います。

(3) 介護職 29名

医師の指示に従って、利用者の心身状況を把握し、利用者の快適な療養生活上のサービスを担当し、それぞれの日常生活動作能力の向上を行います。

(4) 支援相談員 4名

サービス利用調整を行ないます。利用者及び家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携、ボランティアの指導を行います。

また、他職種と連携して、居宅サービス計画書に基づいた施設独自のケアプラン（短期入所療養介護計画書）を作成します。

- (5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 9名
利用者の日常生活動作能力向上のために、リハビリテーションを行います。
- (6) 薬剤師 1名
医師の指示に従い、利用者の服薬管理・指導を行います。
- (7) 管理栄養士 2名
栄養管理、調理の指導並びに衛生管理を行います。
- (8) 事務職 3名
介護サービス費の請求及び利用料の請求・徴収等の事務業務全般を行います。
- (9) 運転手 1名
介護保健施設サービス事業の運転業務全般を行います。

・勤務体制

【ユニットケア棟】

医師（常勤／管理者）（月・水～金）	8：30～17：30
医師（非常勤）（火・土）	8：30～17：30
看護・看護	
ユニット1	早番 7：30～16：30
	遅番 11：00～20：00
	夜勤 16：00～ 9：00
ユニット2・3	早番 7：00～16：00
	7：30～16：30
	日勤 8：30～17：30
	遅番 11：00～20：00
	夜勤 16：00～ 9：00
ユニット4・5	早番 7：30～16：30
	日勤 8：30～17：30
	遅番 11：00～20：00
	夜勤 16：00～ 9：00
支援相談員	8：30～17：30
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	8：30～17：30
管理栄養士	8：30～17：30
事務職	8：30～17：30
運転手	7：15～16：15

16 利用定員について

【ユニットケア棟】定員 50名（療養室・・・個室：50室）

但し、介護保健施設サービス（一般入所）及び短期入所療養介護利用者を含みます。

17 サービス内容

1) 食事について

- ・時間 朝食 7:30～ 昼 11:30～ 夜 17:30～
- ・内容 管理栄養士の下、利用者の方の嗜好と身体状況に応じて提供しております。季節・行事によって、喜んでいただけるように工夫しています。

2) リハビリについて

理学療法士、作業療法士・言語聴覚士により、その利用者の心身状況に応じて機能訓練・記憶訓練などを計画に基づいて実施いたします。

- ・リハビリ器具：歩行器・平行棒・ホットパック・パワーリハビリ機器

3) 入浴について

利用期間に応じて対応します。原則週2回以上（但し、6泊7日以上の場合）。但し、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。また、身体状況に応じて一般浴槽、家庭浴槽、機械浴槽で対応しています。

4) 排泄について

個々の利用者の方に適した、おむつの種類の選択、交換時間の検討やトイレ誘導を行っており、自立排泄のお手伝いをしています。なお、オムツの持ちこみは不用です。

5) レクリエーション（実施している行事など）

以下のような娯楽などをしていただくことができます。

お誕生会、おやつバイキング、華道、茶道、書道、ヨガ、調理、園芸等。

6) 理美容（業者委託）

週1回予約受付にてご利用できますが、早めの予約が必要です。

別途料金をいただきます。

7) 相談援助

苑での生活や退所後のことなど、ご相談をお受けします。

8) 送迎について

範囲はいわき市全般としますが、配車の都合がつかない場合はご家族へお願いすることがあります。

9) 売店

営業日：月～金曜日（11:00～15:00）訪問販売（ユニット棟へ金曜日）

お菓子やジュース、歯ブラシ、コップ、ティッシュ等の日常生活用品も販売しています。また、当苑の立替えて購入していただくこともできます。

18 非常災害時の対応

防災規程に則り対応致します。避難訓練は、防災計画により年2回実施し、防災計画は消防署に提出しています。

防火設備：スプリンクラー、非常階段、脱出シュート（別館）、自動火災報知機、誘導灯、防火扉、非常用発電機（本館・別館）

19 家族会について

利用者のQOL（生活の質）の向上と利用者を支える家族相互の連携、当苑との対等な関係を保ち、家族の立場からサービスの向上に関わることを目的としています。家族会開催の際には、是非ご参加願います。

20 第三者評価について

- 実施の有無：有り ISO9001 認証
- 直近の実施年月日：2018年9月11日（更新審査）
- 評価機関の名称：ISO認証機関 JCQA（日本化学キューエイ株式会社）
- 評価結果の開示状況：開示しません。

21 当苑ホームページのご案内

検索サイトより「小名浜ときわ苑」で検索して下さい。苑での活動やお知らせ等掲載しております。ご利用になった場合は、是非ご確認頂くようお願いいたします。なお、グループ内の関連施設のご案内もあります。

※ 上記の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

年 月 日

介護老人保健施設小名浜ときわ苑 ユニット型介護予防短期入所療養介護について、本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

介護保険指定番号 介護老人保健施設（0750480055号）
所在地 〒971-8135 福島県いわき市小名浜金成字町田18-1
名称 介護老人保健施設小名浜ときわ苑
管理者 医師 今井 徹
説明者 所属 在宅支援相談部
氏名

記

私は、本書面により、事業者からユニット型介護予防短期入所療養介護について重要事項の説明を受けました。また、利用相談時の個人情報について、利用者判定会議や他のサービス紹介などに利用されることについても同意します。

利用者 〒
住所
氏名

説明を受けた方 〒
住所
氏名
(関係)